

令和6年（行ケ）第16号当選無効等請求事件

原 告 山口あずさ外6名

被 告 東京都選挙管理委員会

証 拠 説 明 書

令和6年10月22日

東京高等裁判所第21民事部ホB係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士

今 井 克 治



同

弁 護 士

西 村 龍 一



被告指定代理人

織 田 祐 輔



同

星 野 亮



同

中 野 久



号 証 (乙)	標 目 (原本・写しの別 )	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
1	本件異議の申出 (写し)	令 6.7.22	原告ら	原告らが本件選挙における小池候補の当選の効力に不服があるとして、被告に対し、令和6年7月22日付けで、公選法206条1項の規定により、異議の申出をしたこと。
2	本件決定 (写し)	令 6.8.28	被告	被告が令和6年8月28日付けで本件異議の申出を棄却する旨の決定をしたこと。
3	重要判例紹介（判例 タイムズ50号20 頁） (写し)	昭 30.7.15	判例タイムズ社	最高裁判所昭和30年5月20日判決（候補者が違法な選挙運動をしたとしても、そのために右候補者が刑に処せられることがない以上、その当選が無効となることはない旨）について、民事調査官室が「候補者が選挙法違反の行為をしたとき、そのために、刑に処せられた場合は、公職選挙法251条によってその当選は無効となる場合があるけれども、その刑事判決がない場合に、法206条、207条の当選争訟で原告が候補者の選挙違反の事実を主張しても、その主張は主張自体理由がないということである。」と説明していること。
4	本件選挙選挙録 (写し)	令 6.7.8	東京都知事 選挙選挙会	本件選挙について、選挙長とともに、選挙立会人3名が選挙録の記載が真正であることを確認して署名捺印している事実など。